

○防衛省令第十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項及び第六十五条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月三十一日

防衛大臣 高村 正彦

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「担当する自衛官」の下に「並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）」を加える。

第二十四条第三項中「自衛官」の下に「並びに任期付自衛官」を加え、「防衛大臣の定める階級」を「防衛大臣の定める階級」に改める。

第五十九条中「隊員」の下に「（任期付自衛官を除く。）」を加え、「左の」を「次の」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。